

国立大学法人大阪大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成29年6月29日（木） 14:00～16:00 大阪大学中之島センター9階第1会議室	
委員	委員長 津田 和明（サントリーホールディングス(株)社友） 委員 出来 優（出来優公認会計士事務所） 委員 森信 静治（梅新法律事務所）	
審議対象期間	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	
抽出案件（合計）	5件	（備考） 今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立ての審議依頼はなし。
工事（小計）	3件	
一般競争 （政府調達協定対象工事）	1件	
一般競争 （政府調達協定対象工事を除く）	2件	
工事希望型競争	0件	
通常指名競争	0件	
随意契約	0件	
設計・コンサルティング業務	2件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

※ 委員からの意見・質問、それに対する回答等はできるだけ詳細に記入すること。

質 問	回 答
1. 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等について 本学施設部における建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する契約方法の基準等を前回開催時点の基準等と比較し説明を行った。 2. 審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果および抽出案件の審議について ■建設工事 1) 一般競争方式：政府調達に関する協定適用対象工事 ●大阪大学（吹田）総合研究棟（文理融合型）新営その他工事 ・競争参加資格の確認資料総括表において、1 社が 3 名を配置予定技術者として提出しており、内 1 名が資格無しと判定されている。同社が落札した場合、資格有りとした認められた者を配置してもらうということになっているということであるが、それは書面等を残してあるのか。 ・入札事情説明書において直接工事費が通常より約 5 千万円安く購入されているが、これは資材が他の工事と集中購入できるからということか。 ・一般管理費等の経費について施工中である工事の利点を生かし、経費の圧縮や節減を図ったとあるがどういうことか。 ・施工実績のない会社は入札参加資格がないということであるが、それは大阪大学との実績を求めているのか。	(特に意見はなし) ・書面は残していません。口頭による確認のみでありますので、今後はコンプライアンスのこともあり、できるだけ、書面による記録を残していくようにしていきます。 ・そのとおりです。落札業者は本学内に他の施工中の建築工事があり、その工事分と集中購入できるため資材をより安価に購入できるということです。 ・これは「一般管理費」ではなく主に「現場管理費」の内容を指しています。施工中である他の現場と職人の勤務時間を調整して兼務させることで人件費等を軽減できるという意味だと思います。 ・本学の施工実績を求めているわけではありません。他の学校でも他の研究施設等でも実績があれば入札参加資格は認められます。

質 問	回 答
(抽出案件の審議) 2) 一般競争方式：政府調達に関する協定適用対象工事を除く ●大阪大学（吹田）保健センター吹田分室等便所改修工事 ●大阪大学（吹田）工学A R棟改修機械設備工事 ・入札結果の判定表の「施工体制の確認」欄に「×」ではなく「－」があるのはなぜか。 ・結果が「×」なら「×」を残した方が良い。大学の判断で操作したことになってしまうのではないか。 ・ヒアリングの結果は残してあるのか。 ●大阪大学（箕面）教育研究施設等新営その他設計業務 ・競争参加資格にある経営状態が健全であることとは何をもって判断しているのか。 ・契約金額が高額で契約期間も長いが前払等はしているのか。	(特に意見はなし) ・判定の結果は「×」ですが、審査の流れ的には審査を受けないので「－」としました。 ・裁定基準額を上回っている場合は、この欄には「○」を付けるというルールを設け、誤解を招かないように工夫します。 ・電話による簡易ヒアリングも可能ということでヒアリングを実施したという記録は残していますが、ヒアリングの内容の記録は残していません。今後は残していきます。 ・技術提案書の提出者に要求される資格として文科省における平成27・28年度設計・コンサルティング業務の認定を受けていることというのがあります。この認定は文部科学省において経営状態を含めた審査をおこなったうえでされていますので認定を受けていれば経営状態は健全であると判断しています。さらに提出された納税証明をもって経営状態を判断しています。 ・規程に基づき、契約金額の30%を前払金として支払っています。

質 問	回 答
・技術提案書評価表配点表の配点を変更したのは技術提案書提出者や第三者からみて誤解を招くのではないか。 ●大阪大学（吹田）大阪産官学民オープンイノベーション拠点新営その他設計業務 ・大阪大学の契約方法等では標準型プロポーザル方式は予定価格５千万円以下を対象とすることになっているが、本件は予定価格５千万円を超えているのに標準型プロポーザル方式を採用している。本来は５千万円という金額の縛りが無いのだから、大阪大学もそれに合わせればよいのではないか。 ３．指名停止等の措置状況について 平成２８年度に措置した指名停止の案件について説明を行った。 ４．その他 再苦情処理については申立てが無かった旨を報告 談合の疑義事実案件の無かった旨の報告 （次回の開催について） 平成２９年４月から平成３０年３月までの案件を審議対象とし、平成３０年の５月～６月頃に開催することについて了承いただいた。	・技術提案書提出者には５つの課題の配点が合計１２０点であるという周知はしてありましたが、課題①と⑤は１５点満点、課題②③④が３０点満点であるという周知はしていませんでした。そのため配点にばらつきがあるのは不公平になるのではないかという指摘が有り、５つの課題それぞれを２４点満点にし、合計１２０点とすることに変更しました。その後採点作業をおこないましたので採点に不公平は生じていませんが、誤解を招く可能性があるという意味ではご指摘のとおりですので、以後は取り扱いを注意します。 ・本件は平成２８年度の補正予算として交付決定された補助金であり、あまり時間的な余裕がありませんでしたので、最も早く契約を締結できる標準型プロポーザル方式を採用しました。しかし、公募をおこなうのが原則であります。そのため５千万円という金額の縛りを設けたと思いますのでこの縛りは残しておきたいと思います。２６～２７年度は標準型プロポーザルを採用しなかったことを踏まえ、今後はさらに標準型は例外的に実施することにしたいと思います。 （特に意見はなし） （特に意見はなし）